

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

ダイヤモンドリース株式会社

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に  
対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」等について、特に慎重な対応が必要と思われる「適用時期」の取扱いに関して、下記の通り意見を申し上げます。

## 記

## 1. 公開草案に対する意見

会計基準(案)では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用」とされていますが、次項の理由により「平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用」すべきと考えます。

## 2. 上記意見の理由

- (1) 企業会計審議会が平成 18 年 11 月 21 日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(公開草案)」では、内部統制の基本的要素として「IT(情報技術)への対応」が掲げられております。財務報告の作成に利用される情報システムの構築・運用に当たっては、これまで以上にその開発やテストに係る検証を行う体制の構築等が不可欠であると理解され、リース取引に関する会計基準(案)の適用についても、相応の準備期間が必要と考えます。
- (2) 一方、現時点では、リース取引に関する会計基準(案)を実際の取引に適用する際の詳細な取扱いや、会計監査上の取扱い、また、リース取引に係る税制の詳細も決定されておりません。こうした詳細な取扱いの決定がされない状況では、リース取引に係る情報システム対応等に着手できないため、平成 20 年 4 月 1 日までに情報システム対応等の設計・開発及びテスト等を行い、適切な会計処理を行う為の準備を完了することは困難であると考えます。

以上